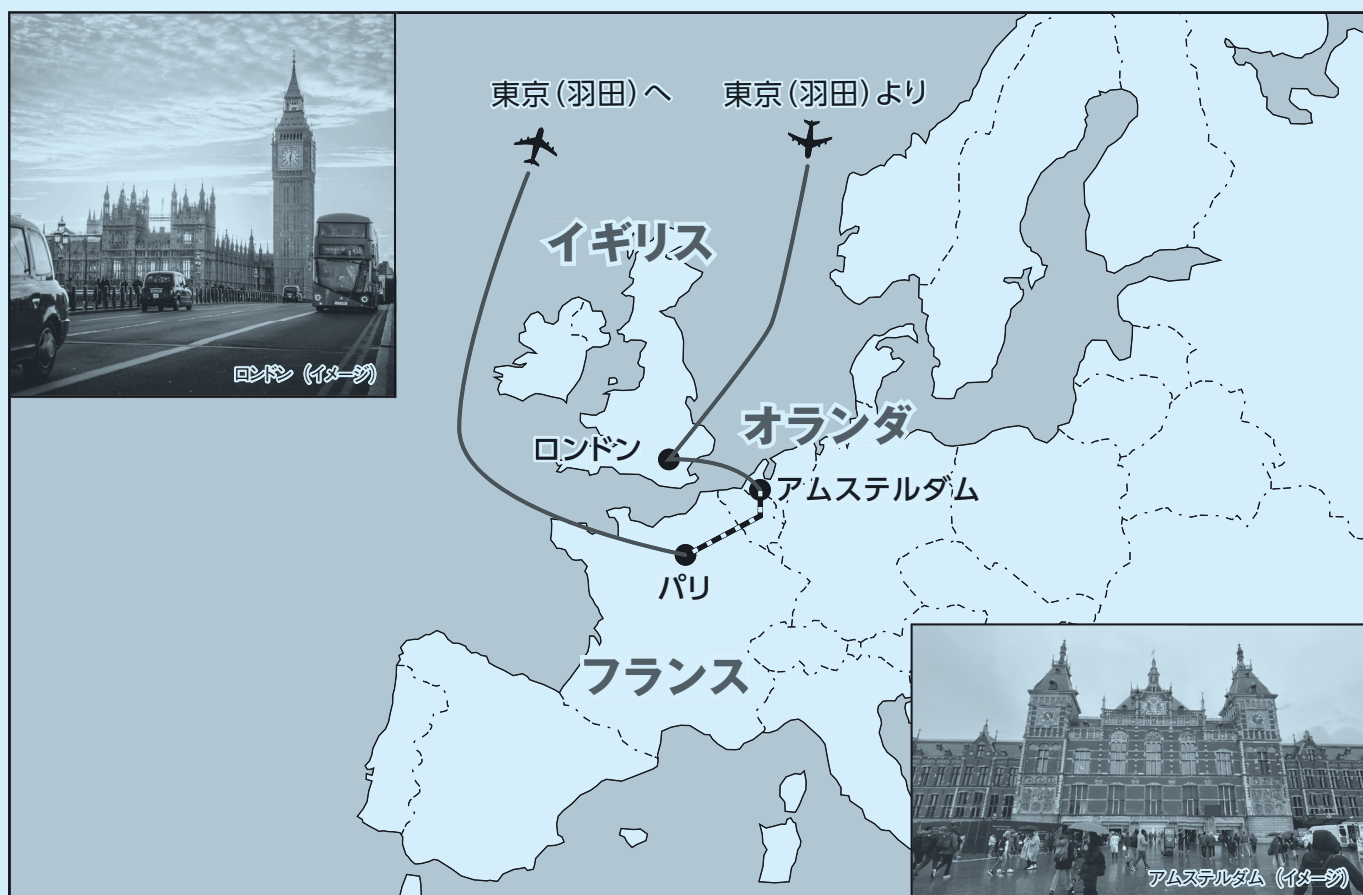


2026年 ロンドン・アムステルダム ビル事情視察団

募集要項

— 日程 —

2026年9月24日(木)～9月30日(水) [7日間]



■企画協力 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会

■旅行企画・実施



M.O. TOURIST CO., LTD.
エムオーツーリスト株式会社

ご挨拶

一般社団法人日本ビルディング協会連合会では、例年、米国BOMA (Building Owners and Managers Association) 総会への視察団を派遣してまいりましたが、2026年度はより多角的な知見の獲得を目的として、英国ロンドンおよび蘭国アムステルダムにおけるオフィスビル・複合開発関連施設等の視察を中心とした海外視察団を派遣いたします。視察期間は2026年9月24日(木)～30日(水)の7日間、ロンドン3泊、アムステルダム2泊の行程です。

ロンドンでは、中心部シティ地区の「8 Bishopsgate」(三菱地所)、市内のホワイトシティプレイス地区、テレビジョンセンター地区(三井不動産)の再開発をはじめとする先進的な再開発プロジェクトを訪問し、欧州における最新のビル開発・運営手法について理解を深めていただきます。アムステルダムでは、同市の主要ビジネス地区である Zuidas(ザイダス)地区を中心に視察を予定しております。Zuidasは、ミクストユース(Mixed-use)開発の代表例で、国際企業の本社機能が集積するビジネス地区でありながら、住宅、大学、文化施設、商業施設が計画的に配置され、欧州でも最も成功した都市再生・複合開発エリアの一つとされています。現在、視察先(The Valley、Postcode Lottery等)は調整中です。また、最終日はパリ市内視察を予定しており、欧州主要都市の開発動向を広く俯瞰いただける行程となっております。

欧州の主要都市における最新の都市開発・ビルマネジメントの潮流を直接ご覧いただける貴重な機会となりますので、何卒会員の皆様各位の積極的なご参加をお願い申し上げます。

ロンドン London



重厚な中世の城塞と最新の超高層ビルが隣り合う景観が魅力。街を歩けば、数世紀にわたる壮麗な建築の変遷を肌で感じられます。

2026年6月吉日

一般社団法人 日本ビルディング協会連合会

お申込み要領

本視察団に参加ご希望の方は添付「旅行参加申込書」に必要事項をご記入の上、エムオーツーリスト株式会社までメール又はFAXにてお送りください。

なお、お申込みは航空機の予約の都合上、6月30日(火)迄にお願いいたします。

申込先: エムオーツーリスト株式会社

〒130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル17階

TEL: 03-6284-1265 担当: 渡邊勇人・今関弘道・大野淳子

FAX: 03-5608-5533

企画協力: 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 事務局

〒100-0011 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル B1F

TEL: 03-3528-8340 担当: 林

FAX: 03-3528-8347

ご宿泊予定ホテルリスト

期間	都市名	ホテル名	特長	ランク
9月24日(木)～ 9月27日(日) 3泊	ロンドン	InterContinental London Park Lane	ロンドンの中央部、メイフェアおよびナイツブリッジとの中間に位置した8階建て5つ星の近代的豪華ホテル。かつての貴族邸宅跡地に建ち、バッキンガム宮殿やグリーンパークを望むロケーションです。2006年巨費を投じてリニューアルオープンし、客室数458室のハイテク設備を提供しています。大小13の宴会・会議施設はシアター形式で最大1,000名、ボールドームは4～60名収容可能です。地下鉄ピカデリー線「ハイドパーク・コーナー」駅まで徒歩3分。	5つ星
9月27日(日)～ 9月29日(火) 2泊	アムステルダム	Mövenpick Hotel Amsterdam City Centre	スキポール空港(AMS)から20km。市の中心部に建ち、アムステルダム港を眼下に望むウォーターフロントホテルです。明るくモダンな客室は落ち着いた雰囲気、4つ星ホテルに相応しい住環境と最新のアメニティを完備。料飲施設はレストラン、ロビーバー各1ヶ所。大小11の会議施設は28～450名収容可能です。旧市街や鉄道中央駅まで徒歩圏内。	4つ星

2026年 ロンドン・アムステルダム ビル事情視察団 参加要項

◆旅行期間：2026年9月24日(木)～9月30日(水)〔7日間〕

◆旅行代金：大人お一人様／1名1室利用(羽田発着)

ビジネスクラス / 2,080,000円
 プレミアムエコノミークラス / 1,680,000円
 エコノミークラス / 1,590,000円

※ビジネスクラス、プレミアムエコノミークラス共に欧州内はエコノミークラス利用となります。

※旅行代金には燃油サーチャージ、及び空港諸税を含んでおりません。

◆募集人数：25名

◆申し込み締め切り日：2026年6月30日(火)

◆添乗員：羽田空港より同行いたします。

◆旅行代金に含まれる物：

- (a)ご旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道など利用運送機関の運賃・料金
- (b)ご旅行日程に明示した送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊ホテル間)
- (c)ご旅行日程に明示したホテル等の基本宿泊料、税・サービス料金
- (d)朝食5回、昼食4回、夕食4回(機内食は除く)
- (e)ご旅行日程に明示した入場料・ガイド料金
- (f)視察関係費用としてのアポイント料
- (g)通訳費用(アムステルダム) (h)手荷物運搬費用
- (i)団体行動中のチップ (j)添乗員の同行費用
- (k)当旅行計画作成にかかる企画料金

◆旅行代金に含まれないもの

- (a)羽田空港施設使用料(¥2,950) (b)海外空港諸税(¥29,940)
- (c)燃油サーチャージ等の付加料金(¥118,230)

(d)ETA(英国電子渡航認証)取得費用実費20ポンドおよび代行申請費用(¥11,000)

(e)傷害・疾病に関する医療費用 (f)任意の旅行傷害保険料

(g)日本国内移動費用・宿泊費

(h)個人的な費用(電話・電報代、クリーニング代、追加飲食費用等)

※(a)(b)(c)は2026年5月現在の金額です。ご出発の1か月前頃に確定予定です。(情勢により燃油が大きく変動する可能性があります。)

◆取 消 料：お客様はいつでも次に定める取消料を払って旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、営業時間内にお受け致します。

2026年8月24日(月)までは無料

2026年8月25日(火)～9月21日(月)まで：旅行代金の20%

2026年9月22日(火)～9月24日(木)まで：旅行代金の50%

旅行開始後取消と無連絡不参加は旅行代金の100%

◆最少催行人員：20名(最少催行人員に満たない場合、中止する場合がございます)

◆お 申 込 方 法：当社所定の申込書にご記入の上、下記担当者宛、FAXまたは郵送にてお送り下さい。また、お申込金を下記口座宛お振込み下さい。お電話にてお申込みの際は、お申込みの翌日から起算して3日以内に申込書の提出とお申込金のお振込みをお願い致します。

※現金書留にて申込書・お申込金を一緒にお送りいただいても構いません。

申込金 お1人様：¥50,000

【振込銀行】 口座名「エムオーツーリスト株式会社」

- ・三井住友銀行 日比谷支店 (当座) No.6810191
- ・三菱UFJ銀行 新橋支店 (当座) No.4527970
- ・みずほ銀行 新橋支店 (当座) No.93887

ご旅行条件(要約)

お申込みの際は旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容をご確認のうえお申込みください。当パンフレットとともに契約書面の一部になります。

このご旅行は、記載されている条件のほか、下記条件および当社「旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)」によります。

■旅行のお申込み及び契約の成立

●旅行のお申込みは、所定の申込書にご記入の上、申込金1名様当り下記金額を添えてお申込みください。募集型企画旅行契約は申込金をいただいた時に成立したものとします。

旅行代金(お一人様)	15万円未満	15万円以上30万円未満	30万円以上
お申込金	20,000円	30,000円	50,000円

●当社は、電話・郵便・FAX等による募集型企画旅行契約の予約申込を受け付ける場合があります。この場合、電話等による予約申込の翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合、当社は申込がなかったものとして取扱います。

●お申込金を除いた残金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、海外旅行にあたっては30日目にあたる日、国内旅行にあたっては14日目にあたる日より前にお支払いいただきます。

■確定書面(最終日程表)

●確定された最終日程表は旅行開始日の前日(旅行開始日から起算してさかのぼって7日目)に当たる日以降に申込まれた場合は旅行開始日)までに交付致します。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

●当社は、天災地変、戦乱、暴動、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供等の当社が関与しない事由が生じた場合、旅行の安全且つ円滑な実施を図るため中止を要するときは、旅行を中止、又は旅行の変更をすることがあります。

●参加者の人数が、明示した最少催行人員に達しない場合は、旅行を中止します。また、旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって23日目に当たる日より前までに、お客様にその旨を通知致します。

●運送機関の運賃・料金の増額に伴い、旅行代金を増額する場合は、旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって15日目に当たる日より前までに、お客様にその旨を通知致します。

■旅程保証

●当社は別表に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、別表に記載する変更補償金を支払います。ただし、次の場合は変更補償金は支払いません。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置。なお、変更補償金は旅行者1名に対し、1主催につき旅行代金の15%を限度と致します。また、変更補償金が千円未満であるときは、変更補償金は支払いません。

■未成年者等の乗船

●20歳未満の方は保護者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件と致します。

●a.75歳以上の方、b.障害をお持ちの方、c.健康を害している方、d.妊娠中の方、e.補助犬使用の方その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し出下さい。

●c.に該当する方は、健康診断書の提出をお願い致します。また、当社の判断で参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

■添乗員同行の有無

●添乗員の同行の有無はパンフレットに明示します。

■旅券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所にお問い合わせください。)旅券(パスポート)の有効残存期間、査証(ビザ)を必要と致します。詳細は、参加申込書に記載されておりますのでご確認ください。

*現在お持ちの旅券(パスポート)が今回の旅行に有効かどうかの確認はおお客様の責任で行ってください。査証(ビザ)取得の代行手続きは、実費分と渡航手続き代行料金をいただいております。

■取消料等(取消日は旅行出発日の前日から起算し、さかのぼります。)

●お申込の後、お客様のご都合により取消になる場合、及び旅行代金が所定の期日までに入金がなく当社が参加をお断りした場合、旅行代金に対し、下記の利率で取消料(又は違約料)を申し受けます。

	取 消 料	取 消 料
旅行開始日の前日から起算し、さかのぼって		
ピーク時の旅行である場合、41日前まで	無 料	
40日前から31日前まで	旅行代金の10%	
31日前まで	無 料	
30日前から3日前まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日、前日、当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

(注)「ピーク時」とは、12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日の期間をいいます。

■旅行者の交替

●旅行のお申込後、当社が承諾し所定用紙に必要事項を記入の上、1万円の手数料をお支払いいただいたとき別の方に交替することがあります。

■お客様に対する責任及び免責事項

●当社は当社旅行業約款(募集型企画旅行の部)の履行にあたって、当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた時は、その損害を賠償する責に任じます。ただし、荷物の場合はお一人最高15万円を限度と致します。

●お客様が以下の事由により損害を受けられた場合は賠償の責任は負いません。

- a.天災地変・戦乱・暴動又は、これらの為が生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- b.運送・宿泊機関の事故もしくは火災又は、これらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
- c.日本の官公署の命令又は伝染病による隔離。
- d.自由行動中の事故。e.食中毒。f.盗難。
- g.運送機関の遅延、不通又はこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは、目的地滞在中の短縮。

■お客様の責任

●お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは、お客様が当社の規定を守らなかったことにより当社が損害を被ったときは、お客様に対し損害の賠償を申し受けます。

■特別補償

●当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物に関し被られた一定の損害補償について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。ただしお客様が故意、酒酔い運転、又は危険な運動中の事故によるものであるときは、補償金、見舞金は支払いません。

■海外渡航情報及び渡航先の衛生状況について

●渡航先(国または地域)によっては「外務省海外安全情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がございます。お申込の際に販売店にご確認ください。海外渡航情報は、外務省海外安全相談センターなどでも確認いただけます。外務省海外安全ホームページ：http://www.pubanzen.mofa.go.jp/ 渡航先の衛生状況については下記のホームページにてご確認ください。厚生労働省検疫感染症情報ホームページ：http://www.forth.go.jp/

■最少催行人員

●パンフレットに明示しております。

■基準日

●このパンフレットに記載された旅行サービス内容及び旅行条件は、2026年5月15日現在を基準として算定しております。

■その他

●その他の事項については当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

■旅程保証(変更補償金)

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれより下回った場合を除きます。)	1.0	2.0
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
⑤契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる変更	1.0	2.0
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0
⑦契約書面に記載した運送機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
⑨前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合を言います。

注2.第四号又は第六号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一変更として取扱います。

注3.第七号に掲げる変更については、第一号から第六号までを適用せず、第七号によります。

観光庁長官登録旅行業第1610号

一般社団法人日本旅行業協会正会員

エムオーツーリスト株式会社 団体営業グループ

担当者：渡邊勇人・今関弘道・大野淳子 総合旅行業務取扱管理者：平岡修治

住 所：〒130-0013 東京都墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル17階

TEL:03-6284-1265 / FAX:03-5608-5533

営業時間 平日09:00-17:30(12:00-13:00を除く)

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者へお尋ねください。